

インターネット上の人権侵害に関する条例について
答申

2025年（令和7年）12月

東大阪市人権尊重のまちづくり審議会

目次

1.	はじめに	1
2.	東大阪市人権尊重のまちづくり審議会からの提言	2
	【インターネット上の人権侵害に関する条例の必要性】	
	【条例に対する提言】	
3.	東大阪市人権尊重のまちづくり審議会で出された主な意見まとめ	3
	【誹謗中傷等の定義】	
	【行為者の定義】	
	【インターネットリテラシーの定義】	
	【市の責務】	
	【市民の役割】	
	【議会・議員の役割】	
	【事業者の役割】	
	【基本的施策】	
	【教育委員会との連携】	
	【相談支援の実施】	
	【連携協力】	
	【行為者への働きかけ】	
	【その他の意見】	
4.	東大阪市人権尊重のまちづくり審議会開催状況	8
5.	東大阪市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿	9

I. はじめに

東大阪市では、東大阪市人権尊重のまちづくり条例に基づき、人権が尊重される豊かなまちの実現をめざして、人権施策が実施されています。

しかしながら、インターネットの普及とそれに伴う技術の進歩はめざましく、「多くの人が容易に、自分の顔や名前を明かすことなく、世界中に情報を発信することができ、一度発信された情報は長くインターネット上に残り続ける」という特徴があります。我々はインターネットを通して、自由に多くの人に意見を発信できる一方、インターネット上ではさまざまな誹謗中傷や差別が後を絶ちません。

東大阪市人権尊重のまちづくり審議会では、東大阪市長から「インターネット上の人権侵害に関する条例について」の諮問を受け、慎重に審議を重ねてきました。

審議を通じて得られた知見をもとに、本条例の趣旨が市民の間に広く共有され、誰もが被害者にも加害者にもならない社会の実現につながることを願い、以下のとおり提言をまとめました。

2. 東大阪市人権尊重のまちづくり審議会からの提言

【インターネット上の人権侵害に関する条例の必要性】

インターネット上の誹謗中傷や差別が依然として後を絶たない現在、誰もが安心してインターネットを利用する社会をつくるためには、インターネット上の人権侵害に関する条例の制定が必要である。

【条例に対する提言】

・本条例の理念を社会全体で共有・実現していくためには、市・市民・事業者・市職員・市議会議員など、それぞれの役割を明確にすることが望ましい。市が施策を実施する主体であることを考慮すれば、特に、市職員が人権侵害の加害者となることがないよう、インターネットリテラシーの向上に努める必要がある。また、市議会議員は市民の代表として社会的影響力が大きく、市民の模範となる行動が求められる。こうしたことをふまえ、すべての主体が、それぞれの立場に応じ、自らの行動に責任を持つことが重要である。

・人権問題の解決の根幹となる人権教育や人権啓発を効果的に進めるためには、教育委員会の役割がこれまで以上に重要となる。教育委員会と市長部局が責任を共有し、一体となって施策に取り組む方針のもと、人権意識の高揚やインターネットリテラシーの向上をはじめとする各施策を、主体的かつ積極的に推進することが重要である。

・インターネット上の人権侵害に対しては、行為者への働きかけを含む実効性ある仕組みの在り方について、中長期的な検討が求められる。そのためには、本条例に基づく相談支援を通じて、現状を把握する基盤を築くことが重要な第一歩となる。相談支援を積み重ねていく中で、内容を分析・蓄積し、実態把握に努めるとともに、市の各部署が連携し、計画的かつ段階的に施策の検討や見直しを行っていくことが重要である。

3. 東大阪市人権尊重のまちづくり審議会で出された主な意見まとめ

【誹謗中傷等の定義】

- 理解しやすさも考慮する必要があり非常に難しい。
- 「プライバシーの侵害」及び「差別的言動等による権利の侵害」に絞るのではなく、「法律上保護される利益の侵害」についても加えると良い。
- (誹謗中傷等の内容を構成する)「侵害情報」の説明は、一見して分かりやすくなるように条文の整理や工夫が必要。
- 説明に別表を用いるなどしてはどうか。
- 「(不当な差別的取扱いを)誘発するような行為と判断できる場合」も含むと更に範囲が広くなる。一方で、どの範囲までを「誹謗中傷等」に該当すると定義するかは、かなり慎重な検討が必要。
- 「誘発すると判断できる言動」だと、誰が判断するのか不明確。「誘発する言動」と言い切ってしまっても良い。
- 「侵害情報の可能性のある情報」も加えると良い。

【行為者の定義】

- 被害者がいるかいないかではなく、幅広く「誹謗中傷等を行った者」とするのが良い。
- 被害者の定義が誹謗中傷等により生活や活動に支障を受けた者であるため、行為者の定義もそれに合わせた方が分かりやすい。

【インターネットリテラシーの定義】

- 「インターネットリテラシー」という用語がインターネットと向き合う態度・知識・技能としてある程度確立していると考えるのであれば、この用語を用いることはポジティブに評価できる。
- 「インターネットリテラシー」というカタカナ用語が小さい子どもや高齢者など、市民に分かりづらい。
- 「インターネットリテラシー」に代わる平易で端的な表現があればそれを使っても良い。
- 条文の中で用いるには、平易な表現では馴染まない。

【市の責務】

- インターネット上の人権侵害の実態調査を市の責務の中に入れても良いかもしれない。

【市民の役割】

- 市民の定義の中に市職員が含まれているとしても、もう一步踏み込んで市職員への教育・啓発が明記できるのであればそうした方が良い。
- 市職員は SNS やインターネットに関わる機会が多いので、市職員の役割を個別に条例に入れておくのも一つの方法。

【議会・議員の役割】

- 議員を市民に含めると解釈しても、議員は民主的な選任を受けて市民の信託を得ているという地位がある。議会・議員の役割の項目を別途設けるのが良い。
- 議員の社会的影響力を考慮すると、一般市民に比べて特に重い責任がある。
- 議会・議員は市の代表として、自身のインターネットリテラシーを率先して高めていくのだという部分があっても良い。
- 前文中の「私たちひとりひとり」に、もちろん市長や議員、市の職員も含めるということを明記できればわかりやすい。
- 「私たちひとりひとり」の説明が、市民向けリーフレット等であっても良い。

【事業者の役割】

- 東大阪市人権尊重のまちづくり条例で事業者の役割が定められているので、整合性が求められる。

【基本的施策】

- インターネット上の誹謗中傷等に対応するうえで、表現の自由との調整を考えるのは非常に重要な課題。条文に書いてあろうが書いてなかろうが配慮することが必要。
- 誹謗中傷等の議論は、表現の自由とぶつかることがあるので、両方を担保することを示すために、条文に、表現の自由への配慮を入れておくのが良い。

【教育委員会との連携】

- 市民ひとりひとりのインターネットリテラシーを高める取り組みは、市や教育委員会が積極的に担うべき重要な役割である。
- 教育委員会が連携協力の中に入っている方が良い。
- 不登校も含むすべての子どもに対してインターネット教育を行う姿勢が重要。

- 教育委員会との連携を入れることができれば、不登校の子どもたちに対する施策も打ち出せる。
- 不登校の子どもたちへのアプローチは教育委員会でないと難しい。
- 子ども同士のトラブルでインターネットを使いたいじめがあったときには、学校での人間関係の問題が関連することから、教育委員会を入れておくのは重要。
- 市長と教育委員会だけが列挙されていると、(施策の)対象が子どもだけの印象を受ける。活動していくのは、関係機関を含めて東大阪市全体なので、「関係機関など」を含めて記載したほうがより支援が広がるのではないか。
- 子どもに関する施設との連携を条文に入れる場合は、障害児施設などが排除されないようになることが必要。
- 市に教育委員会が含まれるという法制上の解釈を前提とすると、教育委員会は、連携だけではなく、すべての責務を負うことになる。

【相談支援の実施】

- 身近な市に相談窓口があることは、市民にとって大きな安心につながる。被害者にとって最適な支援窓口につなげることができ、被害の深刻化を防ぐことにも繋がる。
- 被害者への心理的・法的支援の提供、市民、事業者へのインターネットリテラシー教育の充実が必要。
- 相談に応じるだけで終了してしまうと心配だが、今でも国や大阪府と連携を取って対応していると聞いて安心した。
- 適切な関係機関につなぐということを明記した方が良いのではないか。文面だけ見ると、すべてを保障してくれるような印象を受けた。
- インターネット上に誹謗中傷に当たるような書き込みや動画がないかをチェックするのは、非常に重要であるが同時に大変な取組み。まずは今の枠組みでスタートし、相談事例の積み重ねの上に、検討していくという考え方もある。

【連携協力】

- インターネット上の人権侵害が現実世界にも飛び火してエスカレートした場合に、既存の施策、あるいは警察との連携も必要になってくる。
- 国・大阪府・市町村の情報連携がもっと浸透すれば良い。

【行為者への働きかけ】

- 訹謗中傷や差別的言動の監視、通報体制の強化が必要。
- 相談支援の結果、実際に誹謗中傷等が見られたときに、行為者に対するアプローチも議論しておくべき。
- 心ない人が書き込みして、それを見て病んだりする。本当に暴力だと思う。そういったものは、罰則も含めて検討していくべき。
- 罰則を設けるのであれば、インターネット上の人権侵害に特化した本条例ではなくベースとなる「東大阪市人権尊重のまちづくり条例」に定めていくことになるのではないか。川崎市条例は審議会での審理を経て罰則を適用するという枠組みであるが、「東大阪市人権尊重のまちづくり条例」で審議会が設けられている点とも整合する。当該審議会が念頭に置いている重要事項の中に罰則が含まれるかという点も含め、そちらの条例での検討事項になる。今後も同条例のあり方を議論していくことが、個別罰則の設置の有無を超えて、実質的な誹謗中傷の抑止のために重要。
- この条例の上に「東大阪市人権尊重のまちづくり条例」があるので、そちらも含めて考えていくべき。
- 罰則に関しては、手続き面等で非常に高いハードルがあることも踏まえつつ、加害者側に何をするのかは重要な課題であると思うので、今後実際の状況も見ながら検討を進めていくのが良い。
- 東大阪市の条例として別途罰則規定を設けるかの検討とともに、既存の人権侵害事象への対処についても、府や国との連携の中でしっかりとやっていくこと含め、啓発していくことが良い。
- インターネット上の禁止事項だけでなく、より良い使い方に導いていけるような施策の実施が望ましい。

【その他の意見】

- 市として、人権侵害に対する取り組みをさらに前進させるべき。
- 情報を受け止める側のインターネットリテラシーも向上することが必要。
- 実際にどのような場面でどんな刑罰が適用されるかという点を含め、さらなる啓発や学習の機会の提供が必要。
- 意図せず日常的に家庭において差別的な発言が出る場合があることも、留意しておく必要がある。
- 啓発活動というのは、人権問題に取り組むうえで非常にプラスになる。
- 市民にとっての条例の分かりやすさが一番重要。

- 差別を解消し、市民が加害者にも被害者にもならない環境を実現するためには、条例の制定が必要である。

4. 本答申に関する東大阪市人権尊重のまちづくり審議会開催状況

開催日・案件
令和7年4月24日(木) ・委嘱状の交付 ・会長及び副会長選任 ・諮問(本市の人権施策の推進に関する指針について・インターネット上の人権侵害に関する条例について) ・インターネット上の人権侵害に関する条例について
令和7年6月26日(木) ・条例要旨(案)について
令和7年9月9日(火) ・条例本文(案)について ・答申(案)について
令和7年12月25日(木) ・答申(インターネット上の人権侵害に関する条例について)

5. 東大阪市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿

役職	氏名	所属等	備考
	芦田 じゅん	東大阪市立日新高等学校	
	池畠 静江	東大阪市人権啓発協議会	
副会長	茨木 延夫	東大阪市人権啓発協議会	
	川上 佳子	東大阪市自治協議会	
会長	潮谷 光人	東大阪大学こども学部こども学科	
	高橋 尚三	東大阪市人権長瀬地域協議会	
	田中 幸子	東大阪市意岐部地域人権協会	
	田中 宏一	東大阪市教育委員会	
	濱田 康子	東大阪市身体障害者福祉協会	
	村岡 悠子	弁護士	
	李 嘉永	近畿大学人権問題研究所	

(50音順)